

## 加古川市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

### (設置)

第1条 まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「総合戦略」という。）の策定及び推進にあたり全庁的に取り組むため、加古川市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地方人口ビジョン、総合戦略の策定に関すること
- (2) 各施策の推進に関すること
- (3) その他まち・ひと・しごと創生に関すること

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は副市長をもって充てる。
- 3 本部員は別表に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

### (本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (本部会議)

第5条 本部会議は、本部長が必要に応じて招集する。

- 2 本部長が認めたときは、本部員以外の者を本部会議に出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

### (部会の設置)

第6条 本部長が必要と認めたときは、部会を設置することができる。

- 2 部会は、本部長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、本部会議へ報告する。
- 3 部会長、副部会長及び部会員は本部長が指名する。
- 4 部会は、部会長が必要に応じて招集する。
- 5 部会長は部会を総括する。
- 6 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 7 部会長が必要と認めるときは、ワーキングチームを置くことができる。
- 8 ワーキングチームは、部会長から付託された事項を調査研究し、課題解決のための素案を作成し、部会へ報告する。

### (庶務)

第7条 本部の庶務は、企画部企画広報課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関して必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

防災部長

企画部長

総務部長

税務部長

市民協働部長

産業経済部長

環境部長

福祉部長

健康医療部長

こども部長

建設部長

都市計画部長

上下水道局長

消防長

議会事務局長

教育総務部長

教育指導部長